

北海道原子力発電施設立地地域共生交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 北海道は、原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資するため、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村（以下「町村」という。）が行う原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成19年3月31日経済産業省告示第108号。以下「交付規則」という。）第3条第3項の規定に基づく地域振興計画（以下「地域振興計画」という。）に定める事業に対し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内において原子力発電施設立地地域共生交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、交付規則において使用する用語の例による。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金の対象となる経費は、交付規則第3条第1項各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため交付するものとし、その額は、国から北海道に交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。

なお、当該交付金の交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）のうち、その経費の全部又は一部に交付金が充てられるものの一部に収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当であると認められるときに限り交付金を交付するものとする。

2 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は次のとおりとする。

(1) 事業費

- ア 工事費
- イ 用地費及び補償費
- ウ 調査設計費
- エ 設備費
- オ 調査費、広報費及び研修費
- カ 事業運営費
- キ 附帯雑費
- ク 一般事務費

(2) 補助金

- ア 補助金
- イ 一般事務費

(3) 出資金

- ア 出資金
- イ 一般事務費

(4) 貸付金

- ア 貸付金
- イ 一般事務費

(5) 基金造成費（(3)に掲げるものを除く。）

- ア 事業運営基金
- イ 施設整備基金
- ウ 維持補修基金
- エ 一般事務費

3 第1項の規定により交付する交付金は、北海道が作成する地域振興計画に基づき交付するものとする。

(交付金の交付限度額)

第4条 交付金の交付限度額は、地域振興計画に基づく事業に対し、原子力発電施設立地地域共生交付金を財源として充てている額とする。

(交付期間)

第5条 交付金は、北海道が作成する地域振興計画に定める期間に行われる第3条第1項に掲げる措置に

係る費用について交付するものとする。

(交付期間の特例)

第6条 知事は、原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合において、経済産業大臣が認める場合は、第5条の規定にかかわらず、別に知事が定める期間を交付期間とすることができる。

(交付金の交付申請)

第7条 交付金の交付の申請をしようとする者は、知事に対し経済第41号様式の3による申請書に経済第42号様式の3による事業計画書、経済第7号様式、経済第9号様式及び経済第11号様式を添えて、毎年4月1日から5月15日（知事が特に必要と認める場合には、別に知事が定める期間）までの間に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合（第26条において準用する場合は総事業費に占める補助金の割合）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の申請書には、知事の定める書類を添付しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付金事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において適正な交付を行うために必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 知事は、交付金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、相当の期間、当該申請に係る交付金の全部又は一部につき交付の決定をしないことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、交付金の交付を受けたとき。

(2) 他の交付金事業に関し交付を受けた交付金を他の用途に使用したとき。

(3) 国が交付する補助金その他の助成に関し、前2号に規定する行為に類する行為をしたとき。

(4) 第21条の規定により交付金の返還を命ぜられ、当該交付金の返還が完了していないとき。

(交付金の交付の条件)

第9条 知事は、交付金の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 第3条第2項に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目内訳に配分された額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で流用を行おうとする場合を除く。）は、経済第12号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けるべきこと。

(2) 前条第1項の通知を受けた事業を行うため契約をする場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条によるべきこと。

- (3) 交付金事業の内容の変更（補助目的に変更をもたらすものではない事業内容の細部の変更又は交付金事業の交付対象経費の30パーセント未満の変更を除く。）をするときは、経済第12号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けるべきこと。
 - (4) 交付金事業を中止し、又は廃止するときは、経済第14号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けるべきこと。
 - (5) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、経済第15号様式による報告書を速やかに知事に提出して、その指示を受けるべきこと。
- 2 知事は、交付金事業の完了により当該交付金事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件を付することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、知事は、法令及び予算で定める交付金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

- 第10条 知事は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 2 知事は、交付金の交付をしないことを決定したときは、速やかにその決定の理由を付して当該交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第11条 交付金の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、経済第13号様式による届出書を知事に提出して、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第12条 知事は、交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付金事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 知事が前項の規定により交付金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。
- (1) 天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付金事業者」という。）が交付金事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、交付金事業に要する経費のうち交付金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により交付金事業を遂行することができない場合（交付金事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 第10条第1項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合において準用する。

（交付金の交付）

- 第13条 交付金は、第19条の規定による交付金の額の確定後において交付するものとする。ただし知事は、交付金事業の遂行上必要があると認めるときは、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、経済第16号様式による概算払申請書を知事に提出しなければならない。

（交付金事業の遂行）

- 第14条 交付金事業者は、法令の定め並びに交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業を行わなければならない。いやしくも交付金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第15条 知事は、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、町村から別記第1号様式による交付金事業実施状況報告書を別に定める期日までに提出させることができる。

2 前項に定めるもののほか、知事は、交付事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、町村に対して当該交付金事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(交付金事業の遂行等の命令)

第16条 知事は、町村が提出する報告等により、その者の交付金事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該交付金事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、町村が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該交付金事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を知事の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。

3 知事は、前項の命令をする場合においては、町村が知事の指定する期日までに交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第23条第1項の規定により当該交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

(工事着手完了届)

第17条 交付金事業者は、交付金事業に係る建設工事に着手したときは、別記第2号様式により工事着手届を、建設工事が完成したときは、経済第18号様式により工事完成届を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第18条 交付金事業者は、交付金事業が完了したときは(交付金事業の廃止の承認を受けたときを含む。)、交付金事業完了の日(交付金事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して20日を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の3月5日のいずれか早い日までに経済第43号様式の3による実績報告書に経済第20号様式及び経済第22号様式を添えて知事に提出しなければならない。交付金の交付の決定に係る北海道の会計年度が終了した場合も、また同様とする。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第1項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があった日から75日を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した別記第3号様式による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りではない。

4 第1項の実績報告書には、知事の定める書類を添付しなければならない。

(交付金の額の確定)

第19条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

(交付金事業による収益の一部の納付)

第20条 交付金事業者は、第3条第1項後段に規定する事業を行おうとする際に町村等(町村が委託した事業者も含む。)に相当の収益が生ずる可能性があるとして認められる事業については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額(交付金の額を超えない範囲内に限る。)の

納付を命ずることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第21条 交付金事業者は、第18条第1項の実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第4号様式によりその金額(実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告しなければならない。

また、この交付金額にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかにならない又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(是正のための措置)

第22条 知事は、第18条の実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付金事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを町村に対して命ずることができる。

2 第18条の規定は、前項の規定による命令に従って行う交付金事業について準用する。

(決定の取消し)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(1) 交付金事業者が交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに交付金を使用しないとき。

(2) 交付金事業者が虚偽の申請又は虚偽の実績報告により交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 交付金事業者が交付金事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。

(4) 交付金事業者が第26条第1項及び第2項の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金事業に関して、交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2 前項の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第10条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合において準用する。

(交付金の返還)

第24条 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付金事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前項の規定は、第20条第2項の規定による納付を命ずる場合において準用する。

(違約延滞金)

第25条 交付金事業者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第26条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分

制限期間」(昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号)に規定する期間を経過したときは、この限りではない。」

- 2 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した不動産、設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。)を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、別記第5号様式による申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項本文の規定により交付金事業者による財産の処分についての承認をする場合においては、当該財産の取得又は効用の増加に要した交付金の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件その他必要と認める条件を付することができる。

(交付金事業の経理)

- 第27条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。ただし、一般会計で処理している場合は補助簿により交付金事業のみの収支状況がわかるようにしておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び書類は、当該交付金事業の完了の日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、前条第2項に掲げるものがあるときは、第1項の帳簿及び書類の保存期間は、前項に定める期間又は前条第1項ただし書に規定する期間を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。
 - 4 知事は、前2項の規定により交付金事業者が第1項の帳簿及び書類を保存することとされた期間、当該交付金の交付に関する決定書その他の関係書類を保存するものとする。

(町村に対する調査等)

- 第27条の2 知事は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、町村に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付金調書)

- 第28条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため別記第6号様式による交付金調書を作成しておかなければならない。

(書類の提出部数)

- 第29条 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各2部とする。

附 則

(この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の交付金から適用する。)